

専決処分の承認について

秦野市市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法の一部改正により秦野市市税条例等の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

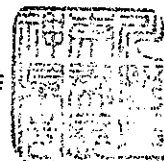


## 専 決 処 分 書

秦野市市税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



### 理由

地方税法の一部改正により、次に掲げる事項について、早急に対応する必要があるため改正する。

- (1) 平成27年度分から引き上げることとしていた軽自動車税について、3輪以上の軽自動車を除くものに係る実施時期を、平成28年度分からとすること。
- (2) 天然ガス軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（平成27年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）について、平成28年度分に限り、軽課税率を設定すること。
- (3) 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額について、地方税法で定める適用基準を設定すること。
- (4) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、比準課税標準額による価格とする経過措置を平成29年度まで延長すること。

秦野市市税条例等の一部を改正する条例

(秦野市市税条例の一部改正)

第1条 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の表第1号オ中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。以下同じ。」を「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表、次項及び第15条において同じ。」に改め、「以下この表」の次に「及び次項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第16項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定により平成24年度から平成26年度まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第26項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第39項」に改める。

附則第27項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第40項」に改め、附則に次の見出し及び3項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

29 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第

60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア (ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

30 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア (ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

31 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条 第 2 号 ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 3 1 条 第 2 号 ア (ウ)	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

(秦野市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 秦野市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年秦野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に 1 項を加える改正規定を次のように改める。

附則第 3 1 項の表以外の部分中「法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」を「法附則第 3 0 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を附則第 3 2 項とし、附則第 3 0 項の表以外の部分中「法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号」を「法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を附則第 3 1 項とし、附則第 2 9 項の前の見出しを削り、同項の表以外の部分中「法附則第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を附則第 3 0 項とし、同項の前に次の見出し及び 1 項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

2 9 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対するその軽自動車が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 3 1 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 1 条 第 2 号 ア (イ)	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
第 3 1 条 第 2 号 ア (ウ)	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円

	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
--	------------	------------

附則第1項第2号中「第31条の改正規定並びに附則第5項及び第8項」を「第31条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）並びに附則第5項及び第9項」に改め、同項第3号中「秦野市市税条例附則に」を「第31条第1号、第2号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の改正規定、秦野市市税条例附則第29項から第31項までの改正規定及び同条例附則に見出し及び」に、「及び第8項」を「、第8項及び第9項」に改める。

附則第8項の表中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項中「改正後の条例第31条」の次に「第2号（同号ア（ア）を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

6 改正後の条例第31条第1号、第2号ア（ア）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中秦野市市税条例の一部を改正する条例附則第1項の改正規定、附則第8項を改め、同項を附則第9項とする改正規定、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とする改正規定及び附則第5項を改め、同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の秦野市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25法律第226号。以下「新法」という。）第321条の8第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和

40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第321条の8第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての改正後の条例第13条の規定の適用については、同条第1項中「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表、次項及び第15条において同じ。」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正前の法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第15条において同じ。」と、「この表及び次項」とあるのは「この表」とし、同条第2項の規定は、適用しないものとする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 改正後の条例附則第16項の規定は、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 改正後の条例附則第29項から第31項までの規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。